

対象品目（中心静脈用力テール）

第一章 一般的要件事項

基本要件	適用規格 (JIS, ISO, IEC, etc)	ハザード(ISO 14971)	危険状態(ISO 14971)	不具合・有害事象 (厚労省報告ベース)	ユーザビリティ・HFE・ユース エラー
(設計) 第1条 医療機器（車ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。）は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に応じ、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた使用者によって適正に使用されなければならない。 第2条 医療機器の使用及び安全を損なわぬよう、並びに使用者の臨床状態及び安全を考慮して第三者的安全や健康に影響を及ぼす場合に限る。）の安全や健康性の程度が、その使用によって患者の得られる効用性に比して評価できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能なよう、並びに設計により製造されていないければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造所における製造管理及び品質管理の基準(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:医療機器一リストクマネジメント の医療機器への適用	使用に関するハザード 不正確な定式化	- 熟練していない／訓練を受けていない者による使用 - 情報が提供されない、または提供された規格が不適切 - 不正確な定式化についての不十分な警告 - 使用に関する誤り	●複数の規格が存在する ●扱いにくい、使いにくい ●技術が不十分（経験不足）	
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者は各危害についての残存する危険性が許容されなければならない。この場合において、製造販売業者は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段、警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。 (医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者の意図する性能を発揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	JIS T 14971:医療機器一リストクマネジメント の医療機器への適用	使用に際する誤使用 不完全な要求事項	- 合理的に予見できる誤使用 - 故意に誤使用される可能性 - 不適切な仕様 - 設計のパラメータ - 性能の要求事項 - 副作用に関する不十分な警告 - ハザードに関する不適切な警告		
	医療機器及び体外診断用医薬品の製造所における製造管理及び品質管理の基準(平成16年厚生労働省令第169号)	不完全な要求事項 製造プロセス 化學的ハザード	- 設計のパラメータ - 製造プロセスに関する変更 - 管理不足 - 材料/材料の適合性に関する情報の管理不足 - 製造プロセスの管理不足 - 不適切な包装		

(製品の寿命)	医療機器及び体外診断用医薬品の製造所における製造管理及び品質管理の基準(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメント 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従つて、通常の使用条件下において発生する負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保守され、かつ、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	輸送および保管 不完全な要求事項	- サービス内の要求事項(保守、再処理など) - 寿命の経わり - 汚染または劣化 - 不適切な環境条件
(輸送及び保管等)	医療機器及び体外診断用医薬品の製造所における製造管理及び品質管理の基準(平成16年厚生労働省令第169号) JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメント 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従つた条件下で輸送及び保管され、かつ意図された使用方法で使用された場合において、その特性及び性能が低下しないよう設計、製造及び包装されていなければならぬ。	輸送および保管 不完全な要求事項	- 汚染または劣化 - 不適切な環境条件
(医療機器の有効性)	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメント 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具合を上回るものでなければならない。 JIS T 3218:中心静脈用カテーテルの物理的要求事項 (1)表面 (2)気密性 (3)流量 (4)破壊強度	不完全な要求事項	- 性能の要求事項 - 設計のパラメータ

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)

第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料の選定について、必要に応じて、次の各号に掲げる事項について注意が払われた上で、設計及び製造されなければならない。		JIS T 14971:医療機器一リストクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3218:中心静脈用カテーテル 7.1 生物学的安全性 JIS T 0993-1:医療機器の生物学的評価－第1部：評価及び試験 JIS T 14971:医療機器一リストクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3218:中心静脈用カテーテル 7.1 生物学的安全性 JIS T 0993-1:医療機器の生物学的評価－第1部：評価及び試験 JIS T 14971:医療機器一リストクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3218:中心静脈用カテーテル要求事項	化学的ハザード ●酸とアルカリ ●汚染 ●生物学的不適合(雑菌) ●アレルギー、刺激性 ●発熱	一生体内分解性 －生体適合性 －電気的／機械的な完全性 －予想外の喪失 －老朽化、耗耗および反復使用による機能の劣化 －疲労故障	●ハルーンの破裂・破損・離断・断裂 抗張不良・伸び・収縮不全、先端チップ及びハルーン部の離断、ハルーンの一部ヒカーテル先端の離断、ハルーンラブチャーティング不全、ハルーンのリーク ●中心静脈カテーテルのドライヤー溶接部離断・断裂、先端コイルの断裂、体内残留、カーデワイヤーノッチの破断・断裂、先端チップ部分の亀裂・断裂及び体内残存 力テル抜去不全、カーテルラブの離脱・ねじ山の破損 ●セントラルーメンの破断 ●ガイヤコイルの残留 ●シースの離断
二 副性及び可燃性					
三 合成性					
四 硬度、耗耗及び疲労度等					
5.1 一般		5.2 表面 5.3 気密性 5.4 ハブ 5.5 X線不透過性 5.6 遠位端(先端形状) 5.9 流量 5.10 破断強度	生物学的ハザード ●バクテリア ●ウイルス	－洗浄、消毒および滅菌のパリテートされた手順が存在しない、または規格が不適切－洗浄、消毒および滅菌の不適切な実施	
6.2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用下に汚染物質(以下「汚染物質」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるよう設計・製造及び包装されなければならない。		JIS T 14971:医療機器一リストクマネジメントの医療機器への適用 7.1 生物学的安全性 JIS T 0993-1:医療機器の生物学的評価－第1部：評価及び試験	生物学的ハザード ●バクテリア ●ウイルス	－洗浄、消毒および滅菌のパリテートされた手順が存在しない、または規格が不適切－洗浄、消毒および滅菌の不適切な実施	
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と共に使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されなければならず、また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿つて当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されなければならぬ。		JIS T 14971:医療機器一リストクマネジメントの医療機器への適用	機械エネルギー	－設計のパラメータ －性能の要求事項 －製造プロセスの管理不足	
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に該当し、かつ、当該機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならぬ。					

5 医療機器は、当該医療機器から離出又は排出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 1497：医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3218：中心静脈用カテーテル 6.1 食食抵抗性（金属部分を含む場合にのみ適用）	JIS T 1497：医療機器－リスクマネジメント 7.1 生物学的安全性 第1部：評価及び試験	化学的ハザード ●酸とアルカリ ●活性 ●生物学的不適合(禁忌) ●アレルギー、刺激性 ●余熱	一生体内分解性 一生体適合性
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に限りして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から侵出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されていなければならない。	JIS T 1497：医療機器－リスクマネジメント の医療機器への適用	JIS T 1497：医療機器－リスクマネジメント 生物學的ハザード ●バクテリア ●ウイルス		

(微生物汚染等の防止)

第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたつて第三者に及ぼす感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これを又は軽減するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。 一 取扱いを容易にすること。 二 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は被検体への微生物汚染を防止すること。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造所における製造管理及び品質管理の基準(平成16年厚生労働省令第169号)	生物學的ハザード ●バクテリア ●ウイルス	一 洗浄、消毒および滅菌のパーティートされた手順が存在しない、または規格が不適切 一 洗浄、消毒および滅菌の不適切な実施
2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認され、不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。			
3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来組織等」という。)は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて歯医学的に管理及び監視されられた動物から採取されなければならない。製造販売業者は、非ヒト由来組織等を採取した動物の原産地に関する情報を、保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認される方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。			

4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されたものでなければならぬ。製造販売業者等は、ドナー又は手取者の手選択により指示された条件下で、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウイルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。			
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件下で輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。	JIS T 3218: 中心静脈用カテーテル 8. 無菌性的保証 ● バクテリア ● ウイルス	生物学的ハザード - 単回使用医療機器の再使用に関するハザードに関する不適切な警告	
6 6滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である。ある包装がなされるよう設計及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従つて、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点まで無菌である。製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。	JIS T 3218: 中心静脈用カテーテル 8. 無菌性的保証 ● バクテリア ● ウイルス	生物学的ハザード - 生体適合性 - 单回使用医療機器の再使用に関するハザードに関する不適切な警告	
7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されていないなければならない。	JIS T 3218: 中心静脈用カテーテル 8. 無菌性的保証 ● バクテリア ● ウイルス	生物学的ハザード - 生体適合性 - 单回使用医療機器の再使用に関するハザードに関する不適切な警告	
8 滅菌を施さなければならぬ医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。	JIS T 3218: 中心静脈用カテーテル 8. 無菌性的保証 ● バクテリア ● ウイルス	生物学的ハザード - 生体適合性 - 单回使用医療機器の再使用に関するハザードに関する不適切な警告	
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならぬ医療機器の包装は、滅菌方法を考案した適切なものでなければならない。	JIS T 3218: 中心静脈用カテーテル 8. 無菌性的保証 ● バクテリア ● ウイルス	生物学的ハザード - 生体適合性 - 单回使用医療機器の再使用に関するハザードに関する不適切な警告	
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによつてそれが区別できるようにしなければならない。	JIS T 3218: 中心静脈用カテーテル 8. 無菌性的保証 ● バクテリア ● ウイルス	生物学的ハザード - 生体適合性 - 单回使用医療機器の再使用に関するハザードに関する不適切な警告	

<p>(製造)又は(使用環境に対する配慮)</p> <p>医療機器が、他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合わされて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合わせは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が、最大性能が損なわれないようにする。組み合された場合又は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。</p>	<p>JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 3218:中心静脈用カテーテル 5.4 ハブ 10.1 一次包装 ②最大ガイドワイヤ径(ガイドワイヤを使用する場合のみ適用) 医療機器の添付文書の記載要領について (平成17年3月10日薬食発第0310003号)</p>	<p>不適切なラベリング ●使用説明書の不十分さ ●性能/特性の不適切な記載 ●意図する用途の不適切な仕様 ●制限の不適切な公表 ●不適切な操作説明書 ●医療機器と一緒に使用される不適切な付属品の仕様</p>	<p>不適切なラベリング ●使用説明書の不十分さ ●性能/特性の不適切な記載 ●意図する用途の不適切な仕様 ●制限の不適切な公表 ●不適切な操作説明書 ●医療機器と一緒に使用される不適切な付属品の仕様</p>	<p>●カテーテルハブの離脱・ねじ山の破損、 - 消耗品、付属品、その他の医療機器との不適合性 - 使用に関する指示が分かれていいく、または欠落している</p>	<p>●情報提供不足 - 情報提供不足</p>
		<p>物理的要因(熱、圧力、時間など) - 化学的要因(餌食、分解、汚など) - 電磁場(電磁干渉への感受性など)</p>	<p>物理的要因(熱、圧力、時間など) - 化学的要因(餌食、分解、汚など) - 電磁場(電磁干渉への感受性など)</p>	<p>●ハリーンの破裂・破損・離断・折張不良・伸び・収縮不全・先端チップ及びハーネン部の離断・ハーネンの一部とテール先端の離断、ハーネンランプチャーナー、テフレーシヨン不全・ハーネンリーケ ●アルアロックキャップのリーク ●中心静脈カテーテルワイヤー溶接部離断・断裂、先端コイルイヤーノット内残留・ガイドワイヤーノット部分の漏れ、 ●カテーテルの破断・断裂・先端部分の亀裂・断裂及び体内内遷移 カテーテル抜去不全・カテーテルハーフの離脱・ねじ山の破損 ●セントラルルーメンの破断、 ●ガイドワイヤーコイルの残留 ●シースの離断 ●スタイルットの抜去不能、スタイルットの断裂による体内深入 ●液漏れ ●不明(下大静脈の穿通)</p>	<p>●情報提供不足 - 情報提供不足</p>
第九条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されよううに設計及び開発されなければならない。					
一 物理的特性に関連した傷害の危険性					
二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に接する可能性のある原材					
三 通常の状態で使用中に割離する可能性のある危険性					
四 物質及びガスとの同時使用による危険性					
五 検体又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性					
六 保守又は測定差しこそは制御の機能の精度が低下する場合などに発生する危険性					
2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されなければならない。可燃性物質又は爆発物質に接触して使用される医療機器については、発送説明書の注意を払って設計及び製造しなければならない。					
3 医療機器は、すべての医薬品の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されなければならない。					

(測定又は診断機能に対する配慮)

第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	
2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていなければならない。設計及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。	
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の適切性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。	
4 测定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。	
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。	

(放射線に対する防護)

第11条 医療機器は、その使用目的に沿つて、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射線を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。	
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害がない水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合には、線量が使用者によって制御できるように設計されなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されなければならない。	
3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合には、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していかなければならない。	

4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されなければならない。

5 放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用的防止法並びに操作中の危険性等の情報が記載されなければならない。

6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布又は線質)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。

7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めよう設計及び製造されなければならない。

8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。

(能動型医療機器に対する配慮)

第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器には、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、運行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられなければならない。

2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられなければならない。

3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されなければならない。

4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる警報システムが具備されなければならない。

5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的かつ適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。

6 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁妨害に対する十分な内在的耐性を維持するよう設計及び製造されなければならない。
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び单一故障状態において、偶発的な電離りスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されなければならない。

(機械的危険性に対する配慮)

第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されなければならない。
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されなければならない。
3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されなければならない。
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されなければならない。
5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。

(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)

第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保証するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されなければならない。
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の偶発的な放出を可能な限り防止する適切な手段が講じられないなければならない。

③ 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、あるいは操作又は調整用のパラメータを視覚的に示す場合、これらの情報は、使用者(医療機器の使用にあたって患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者を含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。

(自己検査医療機器等に対する配慮)

第15条 医療機器又は自己検査医療機器以下「自己検査医療機器等」という。)は、その使用者が利用可能な機能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用金(ごく合て適正)に操作できるように設計及び製造されていなければならぬ。

2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されていなければならない。

3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用者に当たつて使用者が検証できることを含めておかなければならない。

(製造業者・製造販売業者が提供する情報)

使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報を提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならない。

JIS T 3218: 中心静脈用カテーテル
10 表示

医療機器の添付文書の記載要領について
(平成17年3月10日 薬食発第0310003号)

JIS T 14971: 医療機器一リストマネジメント
の医療機器への適用

不適切なラベル、添付文書
ヒューマンファクター

一合理的に予見できる誤使用
一故意に誤使用される可能

一副作用に関する不十分な
警告

一情報が提供されない、
一使用に関する指示が分かり
にくい、または次落している

成17年2月16日 薬食発第0216002号)第2
の1

医療機器の製造販売承認申請について(平
成16年医療機器の性能評価を行ったために収集されるす
べてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五
号)その他の関係法令の定めるところに従つて収集されなけ
ればならない。

2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に従つ
て実行されなければならない。

(性能評価)

成17年2月16日 薬食発第0216002号)第2
の1

対象品目(輸液セット)

第一章 一般的要求事項

基本要件	適用規格 (JIS ISO IEC etc)	ハザード(ISO 14971)	危険状態(ISO 14971)	不具合・有害事象 (厚労省報告ベース)	ユーザビリティ・HFE・ユースエラー
(設計) <p>第1条 医療機器(車両動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育及び訓練を受けた、患者の臨床状況及び安全を考慮しない場合において、患者(医療機器の使用にあたって第三者の安全や健がないように、並びに使用の際に限る。)の安全や健康を脅すことが、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健闘及び安全の確保が可能なよう設計及び製造されていないなければならない。</p>	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用	使用に関するハザード 不正確な定式化	- 熟練していない者による訓練を受けていない者による使用 - 情報が提供されない、または提供された規格が不適切 - 不正確な定式化に関するハザードについての不十分な警告 - 使用に関する誤り	●複数の規格が存在する ●先入観や思い込みによる勘違い ●確認不十分	
(リスクマネジメント) <p>第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない危険性を要求される場合、製造販売業者等は各危険についての残存する危険性が評価される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。</p> <p>一 肥知又は予見し得る危害を識別し、意図された使用方法及び予測し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。</p> <p>二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。</p> <p>三 前号に基づく危険性の除去を行つた後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実行可能な限り低減すること。</p> <p>四 第二号に基づく危険性の除去を行つた後に残存する危険性を示すこと。</p>	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用	使用に関する誤り 不完全な要求事項	- 合理的に予見できる誤使用 - 故意に誤使用される可能性 - 不適切な仕様 - 設計のパラメータ - 性能の要求事項 - 副作用に関する不十分な警告 - ハザードに関する不適切な警告		
(医療機器の性能及び機能) <p>第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できなければならず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。</p>	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第169号)	不完全な要求事項 製造プロセス 化学的ハザード	- 設計のパラメータ - 製造プロセスに関する変更の管理不足 - 材料/材料の適合性に関する情報の管理不足 - 製造プロセスの管理不足 - 不適切な包装		

(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に 従つた条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使 用方法で使用された場合において、その特性及び性能が 低下しないよう設計、製造及び包装されなければならない。 (輸送及び保管等) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具 合を上回るものでなければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質 管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第 169号) JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器 への適用	不完全な要求事項 輸送および保管	-サービス内の要求事項 (保守、車両運搬など) -保守、車両運搬など -寿命の終わり -汚染または劣化 -不適切な環境条件
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具 合を上回るものでなければならない。	JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器 への適用	不完全な要求事項 輸送および保管	-汚染または劣化 -不適切な環境条件
	JIS T 3211:滅菌済み輸液セットの物理的要件 (1) 気密性 (2) 雄雌接合部、混注部、継ぎ 管及び導管の接続部の強度 (3) 点滴筒及び点滴口の滴液	不完全な要求事項 設計のパラメータ	-性能の要求事項 -設計のパラメータ

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)

第7条 医療機器は、前章の要件を満たすにほか、使用材料について注意が払われた上で、設計及び製造されていなければならぬ。

一 毒性及び可燃性
二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性
三 硬度、摩耗及び疲労度等

JIS T 14971: 医療機器一リストマネジメントの医療機器への適用	JIS T 14971: 医療機器一リストマネジメントの医療機器への適用	JIS T 3211: 滅菌済み輸液セット	JIS T 3211: 滅菌済み輸液セット
7. 生物学的安全性	7. 生物学的安全性	試験の基本的考え方について(医薬審査第0213001号 平成15年2月13日)	試験の基本的考え方について(医薬審査第0213001号 平成15年2月13日)
医療用具の製造(輸入)承認に必要な生物学的安全性 試験の基本的考え方について(医薬審査第0213001号 平成15年2月13日)	化学的ハザード ●酸とアルカリ ●残渣 ●汚染 ●生物学的不適合(禁忌) ●アレルギー、刺激性 ●発熱	5.3 雄雌挿合部、混注部、経皮管及び導管の接続部 5.4 びん針 5.6 導管 5.10 混注部 5.11 雄雌挿合部 5.13 静脈針 5.15 活栓	5.3 雄雌挿合部、混注部、経皮管及び導管の接続部 5.4 びん針 5.6 導管 5.10 混注部 5.11 雄雌挿合部 5.13 静脈針 5.15 活栓
2 医療機器は、その使用目的に応じて、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という)が及ぼす危険性を最小限に抑えるよう設計、製造及び包装されなければならない。また、汚染物質等に接觸する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払われていなければならない。	●シリコンシール部に亀裂漏れ ●オスロック部から液体漏れ ●コム管とチューブの外れ ●チューブ接続部からの液体漏れ ●薬剤排出口に液体漏れ ●液体漏れが発生し液体漏れによる液体漏れ ●チューブ外れによる液体漏れ ●液体漏れ、メスルア一部による液体漏れ ●チューブ漏れ ●液体滴下異常・滴下不良 ●点滴流量異常 ●ローラークランプ調整してもハサミ加生食が流れてしまう ●ろ過網詰まり ●ライン接続時の気泡混入 ●遠心ディスクよりリーク ●チューブ抜け、接器部の外れ、組立ミスによる逆流 ●雄雌部のひび割れ ●セブタム部よりリーク、セブタム部の外れ、セブタムの剥離・ルアーの嵌合端の剥離・ルアーの嵌合外れ ●瓶針基の折れ	JIS T 14971: 医療機器一リストマネジメントの医療機器への適用	JIS T 14971: 医療機器一リストマネジメントの医療機器への適用
生物医学的安全性 試験の基本的考え方について(医薬審査第0213001号 平成15年2月13日)	●パクテリア ●ウイルス	JIS T 3211: 滅菌済み輸液セット	JIS T 3211: 滅菌済み輸液セット
2 医療機器は、その使用目的に応じて、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という)が及ぼす危険性を最小限に抑えるよう設計、製造及び包装されなければならない。また、汚染物質等に接觸する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払われていなければならない。	- 洗浄、消毒および滅菌のパリテートされた手順が存在しない、または規格が不適切 - 洗浄、消毒および滅菌の不適切な実施		

微生物汙染防止(附註)

医療機器の製造工程は、患者に第三者にに対する感覚の169号)に記載する。この規格は、エレクトロニクス機器及び医療機器第三者(医療機器の使用にあたつて第3者にに対する感覚の169号)に記載する。この規格は、エレクトロニクス機器及び医療機器第三者(医療機器の使用にあたつて第3者にに対する感覚の169号)に記載する。

不適切 - 洗浄、消毒および滅菌 の不適切な実施

104

三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器等は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。

2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、 適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認さ れている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染 に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなけ ればならない。	3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び 物質（以下「非ヒト由来組織等」という。）は、当該非ヒト由 來組織等の使用目的に応じて歯医学的に管理及び監視さ れる動物から採取されなければならない。製造販売業者等 は、非ヒト由来組織等を処理、保存、試験及び 情報転写を保持し、非ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び 取り扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ワイルスそ の他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されてい る方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれ らの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しな ければならない。	生物由来原料基準(厚生労働省告示第210号 平成15 年5月20日)		
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物 質（以下「ヒト由来組織等」という。）は、適切な入手手先から 八人手されたものでなければならない。製造販売業者等は、 ドナー又は由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処 理、保存、試験及び取り扱いにおいて最高の 安全性を確保し、かつ、ワイルスその他の感染症病原体対策のため、妥 当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製 造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全 性を確保しなければならない。	5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器 は、販売時及び輸送販売業者等により指示された条件下 で、特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていな ければならない。			
6 滅菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能で ある包装がなされるよう設計及び製造されなければならない い。当該医療機器の包装は適切な手順に従つて、包装の 破損又は開封がなされない限り、販売された時点で無菌で 輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学 的状態を維持できるように設計、製造及び包装されていな ければならない。	JIS T 3211:滅菌済み輸液セット 8. 保証書の表示	JIS T 3211:滅菌済み輸液セット 8. 生体適合性 ●バクテリア ●ウイルス		
7 生体適合性 一 単回使用するハザード にに関する不適切な警告	7. 薬事法及び深血及び供血あつせん業取締法の一部を 改正する法律の施行に伴う医薬品、医療機器等の製 造管理及び品質管理(GMP／QMS)に係る省令及び 告示の制定及び改廃について(薬食監林第0330001号 平成17年3月30日)第4章 第4節 第4節 第4節 第4節 準			

7 滅菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した 医療機器は、妥当性が確認されている方法により 滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行 われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。	JIS T 3211:滅菌済み輸液セット 8 無菌性の保証 9 無菌及び供血あつせん業取締法の一部を 改正する法律の施行に伴う医薬品、医療機器等の製 造管理及び品質管理(GMP/QMS)に関する省令及び 告示の制定及び改廃について(薬食監附第0330001号 平成17年3月30日)第4章 第4 滅菌ハリテーション基 準	生物学的ハザード ●バクテリア ●ウイルス	一 生体適合性 - 洗浄、消毒および滅菌 の不適切な実施
8 滅菌を施さなければならぬ医療機器は、適切に管理さ れた状態で製造されなければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質 管理の基準に関する省令(平成16年厚生労働省令第 169号)	生物学的ハザード ●バクテリア ●ウイルス	一 生体適合性 - 洗浄、消毒および滅菌 の不適切な実施
9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落と さないよう所定の滑溝度を維持するものでなければなら ない。使用前に滅菌を施さなければならない医療機器の包 装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなも のでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考 慮した適切なものでなければならない。 10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態 で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれ ぞれが区別できるようにならなければならない。	(製造又は)使用環境に対する配慮) 医療機器が他の医療機器又は体外診断薬又は装置と組 み合わせて使用される場合、接続系を含めたすべての組 み合せは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が 持つ性能が損なれないようにならなければならない。組み 合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか 添付文書に明示しておかなければならない。	JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器 への適用 JIS T 3211:滅菌済み輸液セット 11. 表示 添付文書	● 構造の規格が存在する - 消耗品、付属品、その他 の医療機器との不適合性 - 使用に際する指示が分 かりにくく、または欠落し ている 不適切なラベリング ● 使用説明書の不十分さ ● 性能/特性の不適切な 記載 ● 意図する用途の 不適切な仕様 ● 制限の 不適切な公表 不適切な操作説明書 ● 医療機器と一緒に使用 される不適切な付属品 の 仕様

<p>第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるように設計及び製造されなければならない。</p> <p>一 物理的特性に關連した傷害の危険性</p> <p>二 合理的に予測可能な外界からの影響又は環境条件に關連する危険性</p> <p>三 通常の状態で使用中の接觸する可能性のある原材 料、物質及びカスとの同時使用に関する危険性</p> <p>四 五検体を誤認する危険性</p> <p>五 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性</p> <p>六 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の機能の精度が低下する場合などに発生する危険性</p>	<p>JIS T 1497:医療機器一リストマネジメントの医療機器への適用</p>	<p>不適切なラベリング ●性能、特性的不十分さ ●使用説明書の不適切な記載 ●高圧による用途の不適切な仕様 ●医療機器と一緒に使用される不適切な付属品の仕様</p> <p>一 物理的要因(熱、圧力、時間など) - 化学的要因(腐食、分解、汚染など) - 電磁場(電磁干渉への感受性など)</p> <p>二 物理的要因(熱、圧力、時間など) - 化学的要因(腐食、分解、汚染など) - 電磁場(電磁干渉への感受性など)</p> <p>三 亜鉛シール部に亜鉛裂れ ●オースロック部から液漏れ ●ゴム管とチューブの外れ ●チューブ接着部が曲曲 ●輸送セット部からの液漏れ ●薬剤排出口に亜鉛裂れが発生し液漏れ ●液漏れ、メスルアーハーにより液漏れ ●液漏れ、チューブ外れによる液漏れ ●液漏れ滴下異常・滴下不良 ●点滴流量異常 ●ローラークリンプ調整してもハリソン加生食が流れてしまう ●過網詰まり ●ライン接続時の気泡混入 ●遠心ディスクよりリーケ ●チューブブレーカーの外れ ●破壊・ピンホール、チューブコネクターの外れ、ゴム管からのチューブ外れ、接続部の外れ ●ラインの組立ミスによる逆流 ●壁アーハー部のひび割れ ●セブタム部の外れ、セブタムズれ ●オスルアーハー先端の変形・ルアーの嵌合外れ ●瓶針基の折れ</p>	<p>(測定又は診断機能に対する配慮)</p> <p>第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されなければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。</p>
---	---	--	--

2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう設計及び製造されなければならない。設計にあつては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意をねわなければならない。

3 診断用医療機器の性能が校正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらが較正器又は標準物質を通じて当該されている値の測定性は、品質管理システムを通して当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。

4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。

5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されたものでなければならぬ。

(放射線に対する防護)

1 第11条 医療機器は、その使用目的に沿つて、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。

2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が服用者によって制御できるように設計されなければならない。当該医療機器は、開運する可変ノラメーの諸容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されなければならない。

3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合には、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していかなければならない。

4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り低減するよう設計及び製造されなければならない。

5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されてなければならない。

6 電離放電線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らし、照射する放電線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は線質)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。						
7 電離放電線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放電線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。						
8 電離放電線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー並びに必要に応じ放電線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。						
(能動型医療機器に対する配慮)						
9 第12条 電子プログラムシスムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられていないければならない。						
10 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられていないければならない。						
11 外部電源医療機器で、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていないければならない。						
12 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを知らせる適切な警報システムが備えられていないければならない。						
13 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の運動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的かつ適切に低減するよう設計及び製造されなければならない。						
14 医療機器は、意図された方法で操作できるために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するように設計及び製造されなければならない。						
15 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に届付けられ及び保守されており、通常使用及び單一故障状態において、偶発的な電擊リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部・安全に関する一般的要項					

(機械的危険性に対する配慮)

第13条 医療機器は、動作部折、不安定性及び可動部分に関連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されなければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令	・使用工場 ・機械エネルギー(ねじれ、せん断)	物理的原因(熱、圧力、時間など)
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されていなければならない。			
3 医療機器は、雜音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されていなければならない。			
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最も小限に抑えられるよう、設計及び製造されていなければならない。			
5 医療機器のうち容易に触れる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。			
(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)			
第14条 患者にエネルギー又は物質を供給する医療機器は、患者及び使用者の安全を保護するため、供給量の設定及び維持ができるよう設計及び製造されなければならない。			
2 医療機器には、危険が及ぶ恐れのある不適正なエネルギー又は物質の供給を防止又は警告する手段が具備され、エネルギー源又は物質の供給源からの危険量のエネルギーや物質の供給的な放出来を可能な限り防止する適切な手段が講じられてなければならない。			
3 医療機器には、制御器及び表示器の機能が明確に記されなければならない。操作に必要な指示を医療機器に表示する場合、或いは操作又は調整用のハラメータを視覚的に示す場合、これら的情報は、使用者(医療機器の使用にあたつて患者の安全及び健康等に影響を及ぼす場合に限り、患者も含む。)にとって、容易に理解できるものでなければならない。			